

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第25期 第28回

別海町農業委員会総会議事録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年9月29日 開会

別海町農業委員会

第25期 第28回総会
別海町農業委員会議事録
(令和7年9月29日)

○開催日時 令和7年9月29日（月）
午前10時00分から午前11時40分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第5条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第4号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について |
| 日程第 5 | 報告第5号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 6 | 報告第6号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第2号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 11 | 議案第5号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 12 | 議案第6号 | 別海町農業委員会委員の辞任について |

○出席委員（25名）

会長	27番	信夫	重勝	藤祐介
会長代理	26番	加藤	真純	浩剛
1番	羽石	健一	均治	實良
3番	賀芳	裕二	治二	義忠
5番	森石	賢誠	誠子	晴哲
7番	押田	智友	友子	夫正
9番	木幡	浩義	子義	秋千
11番	竹花	春雄	雄雄	暢知
13番	島山	藤一	吉英	
15番	藤田	春黒	夫敏	
19番	齊藤	藤一	光	
21番	伊藤	英		
23番	伊目	黒		
25番	大内	内敏		

○欠席委員（2名）

16番	石田昌樹	18番	小島敏
-----	------	-----	-----

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	成瀬広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	沼倉正広
農地調整担当	主事	加藤智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

3番	芳賀均	4番	阿部浩
----	-----	----	-----

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年1月29日

署名者

議長 信夫 重勝

議席 3番 芳賀 均

議席 4番 阿部 浩

◎開会宣言

○事務局（川畠事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は報告 6 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 28 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 16 番石田委員、18 番小島委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。3 番芳賀委員、4 番阿部委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 2 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、○○○○○、○○○○。届出に係る土地、○○○○外○筆、計○○○ m²。権利を取得した日、令和 7 年 1 月 4 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第 2 号、権利を取得した者、○○○○○、○○○○。届出に係る土地、○○○○外○筆、計○○○ m²。権利を取得した日、令和 7 年 5 月 18 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年7月30日開催の第26回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和7年8月25日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は27件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、17号につきましては○番○○委員、23号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和7年8月28日開催の第27回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは5件で、要請時における内容どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和7年9月19日となっています。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年7月30日開催の第26回農業委員会総会で決定した農地中間

管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨の通知があつたので報告する。

今回認可の通知があつたものは、所有権の移転が13件、利用権の設定が16件で、認可日は所有権の移転、利用権の設定全て令和7年9月1日となっています。その他の内容につきましては、要請時における内容どおりとなつてはいますので、詳細については朗読を省略させていただきます。

なお、今月の総会から、農用地利用集積等促進計画の要請結果の報告、定める旨の要請などに係る議案について、特に中間管理事業に関する案件について内容を確認する際に見やすくするため、「所有権の移転をする者」、「利用権の設定をする者」と「所有権の移転を受ける者」、「利用権の設定を受ける者」の欄を入替えて作成していますので、ここで報告させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の5号につきましては○番○○委員、利用権の設定の1号2号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改

善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年8月12日及び同月15日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は28件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回は再認定が26件、変更が2件となっております。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、25号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は5件ございます。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、○○○○○、○○○○。解約する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年3月1日から令和7年12月21日まで。合意解約成立の日、令和7年9月2日。土地の引渡しの時期、令和7年9月2日。

次号から第4号までの貸人、次号から第5号までの契約の内容の利用権の種類、次号から第3号までの合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、借人、○○○○○、○○○○。解約する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。契約の内容、契約期間、令和3年12月24日から令和8年10月31日まで。

第3号、借人、○○○○○、○○○○。解約する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。契約の内容、契約期間、令和5年11月1日から令和10年8月31日まで。

第4号、借人、○○○○○、○○○○。解約する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。契約の内容、契約期間、令和3年11月1日から令和8年8月31日まで。合意解約成立の日、令和7年9月12日。土地の引渡しの時期、令和7年9月12日。

第5号、貸人、○○○○○、○○○○。借人、○○○○○、○○○○。解約する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。契約の内容、契約期間、令和6年8月30日から令和11年8月29日まで。合意解約成立の日、令和7年9月9日。土地の引渡しの時期、令和7年9月9日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

（举手なし）

○議長（信夫会長）

举手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は全部で16件ございます。それでは議案を朗読させていただきます。

1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、第1号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。申出のあった日、令和7年9月15日。

次号から第16号までの申出のあった日は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第3号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第4号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第5号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第6号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第7号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第8号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第9号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第10号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第11号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第12号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第13号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。あっせんの対象地、

○〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第14号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第15号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第16号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過としましては、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがあるという内容です。

3 当該農用地の利用集積に係る意見として、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるという内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和7年10月28日から40年間。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、22番豊島委員。2号につきましては、7番押田委員にお願いいたします。

それでは、1号につきまして22番豊島委員お願ひいたします。

○22番 豊島委員

はい、御説明いたします。航空写真で確認を行い、特に問題ないとおもいますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして7番押田委員お願ひいたします。

○7番 押田委員

はい、御説明いたします。親子間の使用貸借の更新案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

(10時40分から10時55分まで休憩)

◎日程第10 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は公社農地売買等事業の貸付タイプによる公社売渡に係る所有権の移転が5件、公社買入れに係る所有権の移転が9件、農地売買等事業の即売りタイプによる公社売渡しと買入れが計10件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が24件となっております。

今回から即売りタイプの案件を初めて付議しておりますが、前年度までは「一般あっせん」という呼び方をしていたものが、公社を介する形となつたものです。貸付タイプと違い3か月程度で所有権移転まで完了するのが特徴となっています。

また、所有権の移転時期について、一部「公告日」としていましたが、本要請後に公社から認可された場合に、町にて告示をしていますが、その日付ということになります。登記事務を従来より円滑に行えるという理由からこのようにしております。

それでは朗読させていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、公告日。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和7年11月14日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、山田委員、小島委員。

次号から第24号までの当事者間の法律関係につきましては同文ですので、

朗読を省略させていただきます。

また、次号から 5 号までの所有権の移転を受ける者、所有権の移転時期、対価の支払い期限は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第 2 号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第 3 号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、及川委員、大内委員。

第 4 号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第 5 号、所有権の移転をする者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転の内容、対価、○○○円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第 6 号、所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和 7 年 1 月 3 日。対価、○○○円。対価の支払い期限、令和 7 年 1 月 28 日。

次号から第 14 号までの所有権を移転する者、所有権の移転時期、対価の支払い期限は、同文ですので朗読を省略させていただきます。

第 7 号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第 8 号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第 9 号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第 10 号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第 11 号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第 12 号、所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転の内容、対価、○○○円。

第13号、所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第14号、所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

次号から24号までの案件につきましては、農地売買等事業の即売りタイプとなります。公社を経由する促進計画を作成することから、複数に分かれた議案となっていますので、まとめて説明いたします。

また、所有権の移転時期については、公告日としており、対価の支払い期限は、出し手が令和7年12月19日、受け手が令和7年12月5日となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていただきます。

第15号及び第16号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第17号及び第18号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第19号及び第20号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第21号から第24号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。

第22号、所有権の移転を受ける土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第23号、所有権の移転を受ける土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第24号、所有権の移転を受ける土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

続いて利用権の設定です。

利用権の設定につきましても、第5号から第18号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年1月4日。終期、令和8年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、押田委員、小島委員。

次号から第4号までの利用権の移転をする者、設定する利用権の始期、また、次号から第18号までの当事者間の法律関係については、同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、終期、令和10年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第3号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、終期、令和7年1月21日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、大内委員、及川委員。

第4号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、同上。設定する利用権、終期、令和8年10月31日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、木幡委員、竹花委員。

第5号及び第6号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年1月2月1日。終期、令和12年1月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第7号及び第8号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年1月2月1日。終期、令和12年1月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第9号及び第10号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年1月2月1日。終期、令和17年1月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第11号及び第12号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年1月2月1日。終期、令和17年1月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第13号及び第14号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、

○〇〇〇〇、○〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年12月1日。終期、令和17年11月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、猿谷委員、伊藤委員。

第15号及び第16号、利用権の設定をする者、○〇〇〇〇、○〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、○〇〇〇〇、○〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年12月1日。終期、令和17年11月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、大内委員、及川委員。

第17号及び第18号、利用権の設定をする者、○〇〇〇〇、○〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、○〇〇〇〇、○〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年12月22日。終期、令和10年2月29日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、大内委員、及川委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の6号から14号につきましては、公社買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の1号につきましては、8番山田委員。2号4号及び15号から18号につきましては、14番市川委員。3号につきましては、17番及川委員。5号及び21号から24号につきましては、1番羽石委員。19号20号につきましては、10番佐々木委員。利用権の設定の1号につきましては、7番押田委員。2号につきましては、3番芳賀委員。3号及び15号から18号につきましては、25番大内委員。4号につきましては、9番木幡委員。5号から14号につきましては、12番猿谷委員にお願いします。

それでは、所有権の移転の1号につきまして、8番山田委員にお願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。○〇は今年の5月に離農しました。公社の買取りを受けるものです。近隣農家さんが購入する予定となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、所有権の移転の2号につきまして14番市川委員お願ひいたします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。○〇ですが、防衛省の移転区域に入っているものですから、飛び地である一部の農地を保有合理化でもって売却することになりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、所有権の移転の3号につきまして17番及川委員お願ひいた

します。

○17番 及川委員

はい、説明いたします。○○が営農を中止して公社に売買した畠を○○が5年後に買取ることになっています。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の4号につきまして14番市川委員お願ひいたします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。○○ですが、この度営農を断念することになり、そのあと地に新規就農が入る予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の5号につきまして1番羽石委員お願ひいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。○○の近所で離農者が出てため、自宅周りの隣接地が増え、飛び地を公社に売買するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の15号から18号につきまして14番市川委員お願ひいたします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。○○ですが、一部飛び地を売却することになります。そのあと地を○○が購入することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、○○ですが、先ほどの4号で説明したとおり新規就農が入る予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の19号20号につきまして10番佐々木委員お願ひいたします。

○10番 佐々木委員

はい、説明いたします。○○が相続した土地を○○が買取ることになりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の21号から24号につきまして1番羽石委員お願ひいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。22号23号24号は21号の飛び地を調整した土地の即売りタイプの買取りになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号につきまして7番押田委員お願ひいたします。

ます。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。議案第1号の4号で公社と解約した土地を○○が購入する前段階での公社からの賃貸借となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の2号につきまして3番芳賀委員お願ひいたします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。議案第1号の3号で公社と解約した土地を○○に引取ってもらうものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の3号につきまして25番大内委員お願ひいたします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。○○が借りていた農地ですが、○○が借りることになった案件ですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の4号につきまして9番木幡委員お願ひいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。○○が公社から借りていた農地ですが、離農のため、○○が借りることになった案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の5号から14号につきまして12番猿谷委員お願ひいたします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。5号から8号は○○から○○と○○へ、9号から14号は○○から○○と○○と○○への公社を伴う更新案件になっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の15号から18号につきまして25番大内委員お願ひいたします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。いずれも賃貸の更新案件ですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということで、議案第4号を原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第11 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇m²。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号につきまして、22番豊島委員よろしくお願ひいたします。

○22番 豊島委員

はい、説明いたします。9月17日に現地調査を行い、非農地であることを確認してきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号につきまして原案のとおり証明

することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第6号「別海町農業委員会委員の辞任について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畠事務局長）

議案第6号、別海町農業委員会委員の辞任について。次の者より、別海町農業委員会委員の職を令和7年9月30日をもって辞任する旨の申出があつたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項及び別海町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条第1項の規定により同意を求める。

1住所、○○○○○○。2氏名、押田賢二。

本件につきましては、9月1日付けで押田委員から町長あてに一身上の都合により9月30日をもって辞任したい旨の申出があり、町長から辞任の同意及び辞任に伴う農業委員の補充について諮問があつたものです。農業委員会等に関する法律第13条第1項は、農業委員は正当な理由があり、町長及び農業委員会の同意を得て辞任ができると規定されており、今回の辞任理由が遠方への転出であることから、やむを得ないものであり、正当な理由と判断できるものと考えております。また、別海町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条第1項は、農業委員の欠員補充は、定数の1/3を超えた場合に補充しなければならないと規定されておりますが、ただし書きにおいて、欠員が1/3を超えない場合でも農業委員会の職務に支障が生じると判断された場合は補充できると規定されていることから、諮問されたものであり、職務に全く支障がないとは考えておりませんが、補充は推薦・募集から、議会同意、任命までの通常の選任と同様の手続きが必要であり、来年7月の任期満了まで数か月しか任期がないことを考えますと、各委員の負担が増えて大変申し訳ございませんが、別海推進委員会を中心に欠員をカバーすることとし、補充を求めないこととすることが妥当ではないかと考えております。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、委員辞任の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、この議案につきましては、7番押田委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（7番 押田委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ござ

いませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして農業委員辞任の同
意及び農業委員の補充を求めないことに決定します。

ここで、7番押田委員に対する議事参与制限を解除します。

(7番 押田委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第28回総会を閉会します。